

令和7年度水質検査計画

美保関町

松江市上下水道局

目 次

美 保 関 町

1、美保関町の施設について -----	1
2、給水栓(蛇口)の検査について-----	2
水質基準項目検査頻度一覧表-----	3
3、原水の状況 -----	4
4、原水や浄水場、配水池での検査 -----	4
水質基準項目検査頻度一覧表-----	5
水質管理目標設定項目及びその他 -----	6
5、毎日行う検査-----	7
水質検査地点(地図)-----	8

美保関町

1、美保関町の施設について

自己水源系は、砂防ダムを水源とした片江浄水場と七類浄水場があり、七類浄水場は七類地区へ、片江浄水場は片江・菅浦・笹子地区へ給水しています。

その他の地区へは、県用水事業(斐伊川水系)の受水で給水しています。

主な施設は下記のとおりです。

水系	施設名	所在地	規模及び能力	型式
七類	七類川	七類	750m ³ /日	コンクリートダム
	七類浄水場	七類	825m ³ /日	凝集沈澱 急速ろ過 細速ろ過
	七類配水池	七類	530m ³	プレストレストコンクリート造円形
片江	菅浦大谷川	菅浦	10.7m ³	菅浦導水ポンプ場(ポンプ井)
	片江神戸川	片江	22.0m ³	片江導水ポンプ場(ポンプ井)
	片江浄水場	片江	804m ³ /日	凝集沈澱 急速ろ過 細速ろ過
	片江配水池	片江	150m ³	RC造
	笹子配水池	笹子	194m ³	RC造
斐伊川	福浦配水池	森山	624m ³	浄水受水、RC造2池
	万原配水池	下宇部尾	180m ³	RC造
	雲津配水池	雲津	108m ³	RC造2池
	諸喰配水池	諸喰	34m ³	SUSパネルタンク
	千酌配水池	千酌	152.7m ³	RC造
	北浦配水池	北浦	465m ³	RC造

2. 給水栓(蛇口)の検査について

①毎日検査

色・濁り・消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査は、水道法第20条に基づき1日1回の検査を行います。検査箇所は、下記の11ヶ所を予定しています。

水系	配水池等	検査地点名	備考
七類	七類配水池	七類	
片江	片江配水池	片江	
	笹子配水池	笹子	
斐伊川	美保関配水池	美保関	福浦受水系
	福浦配水池	福浦	福浦受水系
	福浦配水池	森山	福浦受水系
	万原配水池	下宇部尾	
	笠浦配水池	笠浦	北浦受水系
	雲津配水池	雲津	福浦受水系
	諸喰配水池	諸喰	福浦受水系
	北浦配水池	北浦	北浦受水系

②水質基準項目(51項目)の検査

水質基準項目には、毎月1回以上検査を行う項目(9項目)と、概ね3ヶ月に1回行う項目に分類しており、その区分ごとに検査を行っています。(臭気物質2項目を除く)
検査箇所は、水系や配水池を考慮した下記の8ヶ所を予定しています。

水系	採水場所	追加検査項目
七類	七類	蒸発残留物
片江	片江	蒸発残留物
	笹子	蒸発残留物
斐伊川	美保関	なし
	下宇部尾	なし
	笠浦	なし
	雲津	なし
	諸喰	なし

③水系変更による検査回数の変更

水系変更の予定はありませんので、8箇所全てで年1回の全項目検査を継続します。

水質基準項目検査頻度一覧表
(美保関町の給水栓)

数字は年間の検査予定回数です。

七類	片江		斐伊川					
	七類	片江	笹子	美保関	下宇部尾	笠浦	雲津	諸喰
1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
13	ほう素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1
20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1
21	塩素酸	4	4	4	4	4	4	4
22	クロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4
23	クロロホルム	4	4	4	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4
25	ジブロモクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4
26	臭素酸	4	4	4	4	4	4	4
27	総トリハロメタン	4	4	4	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4
29	ブロモジクロロメタン	4	4	4	4	4	4	4
30	ブロモホルム	4	4	4	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1
38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	1
40	蒸発残留物	4	4	4	1	1	1	1
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1
42	ジェオスミン	1	1	1	1	1	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	1	1
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1
45	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	12
47	pH値	12	12	12	12	12	12	12
48	味	12	12	12	12	12	12	12
49	臭気	12	12	12	12	12	12	12
50	色度	12	12	12	12	12	12	12
51	濁度	12	12	12	12	12	12	12
	水温	12	12	12	12	12	12	12

3. 原水の状況

美保関町は、一部の地区で砂防ダムを水源として使用しています。

砂防ダムの原水は、夏季のプランクトンの繁殖や貧酸素層の影響により水質悪化が発生しています。

浄水受水については、供給元である県用水事業が毎月、斐伊川水系の北側の末端である福浦配水池において検査をしていますので、そのデータを提供して頂き、安全性の確認をしています。

水系	施設名	汚染要因	主な対象項目	対処方法
七類	七類ダム	夏季の水質悪化 野生動物	アンモニア態窒素 色度・塩素酸・カビ臭	薬品調整 ろ過水の濁度管理
片江	菅浦ダム		濁度・鉄・マンガン	
	片江ダム		クリプトスボリジウム	
斐伊川	福浦配水池	浄水受水のため特に問題なし		

4. 原水や浄水場での検査

原水及び浄水場での検査は、登録検査機関への委託検査を以下の方針で行います。

- (1) 原水は、全項目検査(消毒副生成物と味を除く39項目)を年1回行います。
また、浄水場の出口でも同時に水質基準項目(51項目)の検査を行います。
- (2) カビ臭物質であるジェオスミンと2-メチルイソボルネオールについては、七類・菅浦・片江の原水とそれぞれの浄水場出口において、毎月行います。
- (3) 鉄やマンガンなど浄水処理過程での除去を確認すべき項目については、毎月行います。
- (4) クリプトスボリジウム対策の検査については、局の基本検査頻度(概要編を参照)を基に、汚染レベルに対応した検査を行います。
- (5) 水質管理目標設定項目の検査も行うことで、監視を強化します。
- (6) 浄水濁度については、すべての浄水場出口において自動監視装置で24時間監視しています。

検査箇所は、下記の9ヶ所です。

水系	施設名	区分	採水地点	備考
七類	七類原水	ダム水	原水着水井	汚染レベル4
	七類浄水場	凝集沈殿処理水	ろ過池流入口	
		緩速ろ過水	ろ過池調整井	
		浄水	浄水場出口	
片江	菅浦原水	ダム水	原水着水井	汚染レベル4
	片江原水	ダム水	原水着水井	汚染レベル4
	片江浄水場	凝集沈殿処理水	ろ過池流入口	
		緩速ろ過水	ろ過池調整井	
		浄水	浄水場出口	

**水質基準項目
検査頻度一覧表**

数字は年間の検査予定回数です。

水質基準項目 検査頻度一覧表	七類水系				片江水系				
	七類浄水場				片江浄水場				
	七類原水	処理水	ろ過水	浄水場出口	菅浦原水	片江原水	処理水	ろ過水	浄水場出口
1 一般細菌	4			1	4	4			1
2 大腸菌	4			1	4	4			1
3 カドミウム及びその化合物	1			1	1	1			1
4 水銀及びその化合物	1			1	1	1			1
5 セレン及びその化合物	1			1	1	1			1
6 鉛及びその化合物	12	12	12	12	12	12	12	12	12
7 ヒ素及びその化合物	1			1	1	1			1
8 六価クロム化合物	1			1	1	1			1
9 亜硝酸態窒素	4			4	4	4			4
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4			4	4	4			4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4			4	4	4			4
12 フッ素及びその化合物	4			4	4	4			4
13 ほう素及びその化合物	1			1	1	1			1
14 四塩化炭素	1			1	1	1			1
15 1,4-ジオキサン	1			1	1	1			1
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1			1	1	1			1
17 ジクロロメタン	1			1	1	1			1
18 テトラクロロエチレン	1			1	1	1			1
19 トリクロロエチレン	1			1	1	1			1
20 ベンゼン	1			1	1	1			1
21 塩素酸				12					12
22 クロロ酢酸				4					4
23 クロロホルム				4					4
24 ジクロロ酢酸				4					4
25 ジブロモクロロメタン				4					4
26 臭素酸				4					4
27 総トリハロメタン				4					4
28 トリクロロ酢酸				4					4
29 ブロモジクロロメタン				4					4
30 ブロモホルム				4					4
31 ホルムアルデヒド				4					4
32 亜鉛及びその化合物	12	12	12	12	12	12	12	12	12
33 アルミニウム及びその化合物	12	12	12	12	12	12	12	12	12
34 鉄及びその化合物	12	12	12	12	12	12	12	12	12
35 銅及びその化合物	12	12	12	12	12	12	12	12	12
36 ナトリウム及びその化合物	4			4	4	4			4
37 マンガン及びその化合物	12	12	12	12	12	12	12	12	12
38 塩化物イオン	12			12	12	12			12
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	4			4	4	4			4
40 蒸発残留物	4			4	4	4			4
41 陰イオン界面活性剤	1			1	1	1			1
42 ジエオスミン	12			12	12	12			12
43 2-メチルイソボルネオール	12			12	12	12			12
44 非イオン界面活性剤	1			1	1	1			1
45 フェノール類	1			1	1	1			1
46 有機物（全有機炭素(TOC) の量）	12	12	12	12	12	12	12	12	12
47 pH値	12	12	12	12	12	12	12	12	12
48 味				12					12
49 臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	12
50 色度	12	12	12	12	12	12	12	12	12
51 濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	12

**水質管理目標設定項目及び
クリプト対策検査頻度一覧表
(原水・浄水場)**

数字は年間の検査予定回数です。

	七類水系				片江水系				
	七類浄水場				片江浄水場				
	七類原水	処理水	ろ過水	浄水場出口	菅浦原水	片江原水	処理水	ろ過水	浄水場出口
1 アンチモン及びその化合物	1			1	1	1			1
2 ウラン及びその化合物	1			1	1	1			1
3 ニッケル及びその化合物	1			1	1	1			1
5 1,2-ジクロロエタン	1			1	1	1			1
8 トルエン	1			1	1	1			1
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1			1	1	1			1
10 亜塩素酸				1					1
12 二酸化塩素				1					1
13 ジクロロアセトニトリル				1					1
14 抱水クロラール				1					1
15 農薬類(115項目)	1				1	1			
16 残留塩素				12					12
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)					基準項目として測定				
18 マンガン及びその化合物					基準項目として測定				
19 遊離炭酸	1			1	1	1			1
20 1,1,1-トリクロロエタン	1			1	1	1			1
21 メチル-t-ブチルエーテル	1			1	1	1			1
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1			1	1	1			1
23 臭気強度(TON)				1					1
24 蒸発残留物					基準項目として測定				
25 濁度					基準項目として測定				
26 pH値					基準項目として測定				
27 腐食性(ランゲリア指数)	1			1	1	1			1
28 従属栄養細菌	1			1	1	1			1
29 1,1-ジクロロエチレン	1			1	1	1			1
30 アルミニウム及びその化合物					基準項目として測定				
31 有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)				1					1
指標菌	大腸菌(MPN)	4	4		4	4			
	嫌気性芽胞菌	4	4		4	4			
	クリプトスボリジウム・ジアルジア	12	12		4	12	12		4
	総酸度	4	4		4	4	4		4
	総アルカリ度	12	12	12	12	12	12	12	12
	侵食性遊離炭酸	4	4		4	4	4		4
	カルシウム	4	4		4	4	4		4
	カルシウム硬度	4	4		4	4	4		4
	マグネシウム	4	4		4	4	4		4
	マグネシウム硬度	4	4		4	4	4		4
	カリウム	4	4		4	4	4		4
	モリブデン	1	1		1	1	1		1
	全窒素	12	12	12		12	12	12	
	アンモニア態窒素	12	12	12		12	12	12	
	硫酸イオン	4	4		4	4	4		4
	臭化物イオン	1	1		1	1	1		1
	大腸菌群(MPN)	4	4		4	4			
	電気伝導度	12	12	12	12	12	12	12	
	水温	12	12	12	12	12	12	12	12

5、毎日行う検査

毎日行う検査は、浄水処理の監視や消毒の確認などを中心に下記の項目を行います。平常値と違う値が出たり異常を感じた場合には、下記以外の検査も行うことで監視を強化するとともに、原因を調査します。

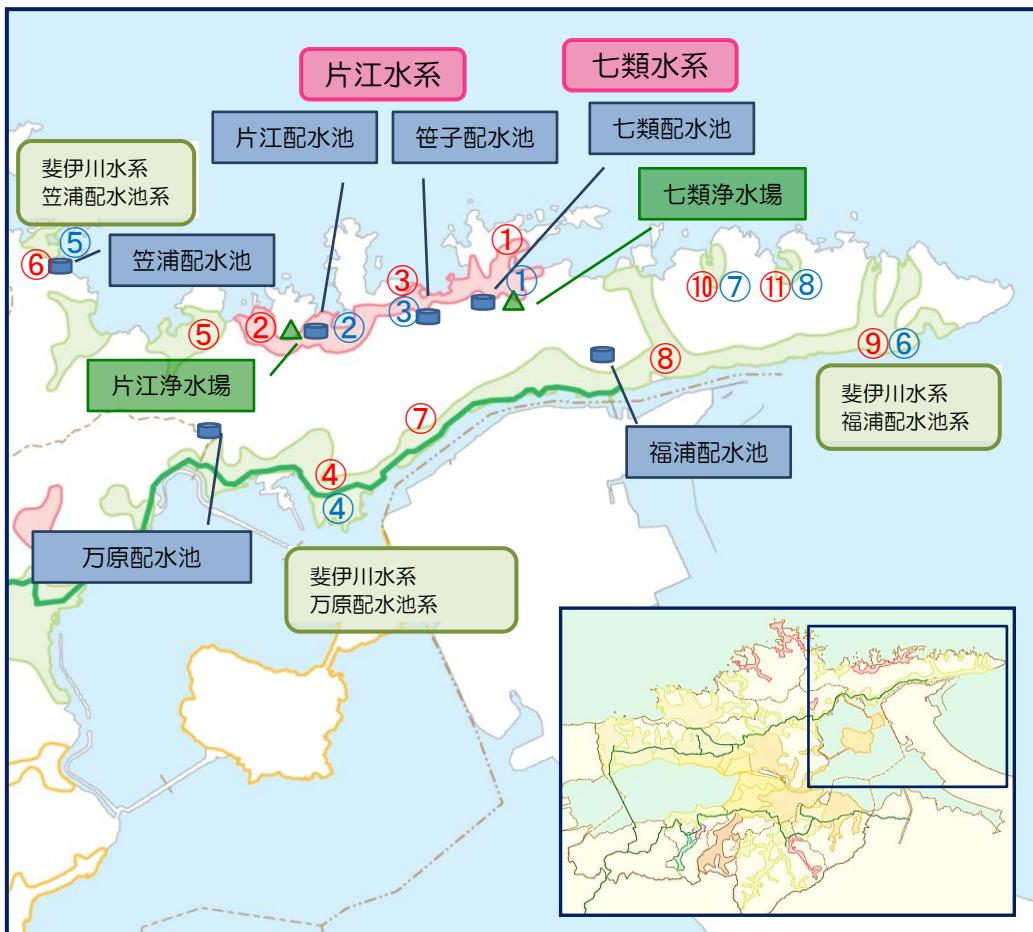
検査箇所と項目は下記の通りです。

検査項目一覧表(七類・片江)

		水温	濁度	色度	pH	臭氣・味	残留塩素	電気伝導度	アルカリ度	アンモニア態	生物	備考
七類川	七類浄水場	七類ダム原水	○	○	○	○		○	△	△	△	
		処理水	○	○	○	○		○	△	△	△	
		ろ過水	○	○	○	○		○		△	△	
		送水	○	○	○	○	○	○				
大谷川・神戸川	片江浄水場	菅浦ダム原水	○	○	○	○		○	△	△	△	
		片江ダム原水	○	○	○	○		○	△	△	△	
		処理水	○	○	○	○		○		△	△	
		ろ過水	○	○	○	○		○		△	△	
		送水	○	○	○	○	○	○				

○は1日1回 △は不定期

美保関町水質検査地点



毎日検査

番号	水系	配水池等	採水地点	番号	水系	配水池等	採水地点
①	七類	七類配水池	七類	⑦	斐伊川	福浦配水池	森山
②	片江	片江配水池	片江	⑧	//	//	福浦
③	//	笠子配水池	笠子	⑨	//	美保関配水池	美保関
④	斐伊川	万原配水池	下宇部尾	⑩	//	諸喰配水池	諸喰
⑤	//	北浦配水池	北浦	⑪	//	雲津配水池	雲津
⑥	//	笠浦配水池	笠浦				

水質基準検査

番号	水系	配水池等	採水地点	番号	水系	配水池等	採水地点
①	七類	七類配水池	七類	⑤	斐伊川	笠浦配水池	笠浦
②	片江	片江配水池	片江	⑥	//	福浦配水池	美保関
③	//	笠子配水池	笠子	⑦	//	諸喰配水池	諸喰
④	斐伊川	万原配水池	下宇部尾	⑧	//	雲津配水池	雲津